

平成29年度

原子力規制人材育成事業
(原子力人材育成等推進事業費補助金)
公募要領

平成29年2月

原子力規制庁
長官官房人事課

事業概要

我が国において原子力を利用するにあたり、原子力規制庁は、常に世界最高水準の安全を目指すべく、原子力に対する確かな規制を行っている。

今後も原子力規制を着実に実施していくためには、原子力規制庁職員のみならず、広く原子力安全及び原子力規制に必要な知見を有する人材を育成・確保していくことが重要である。

このため、国内の大学等と連携し、原子力規制に関わる人材を、効果的・効率的・戦略的に育成することを目的とする人材育成事業を推進する。

1. 補助の対象

以下の（１）及び（２）の条件を満たす取組

（１）実施機関（国内の機関に限る。）

大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人又はその他法律に規定されている法人（民間企業、一般社団法人又は一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等）

（２）事業内容

- ①原子力規制委員会が定めた規制基準等に関連する科学的・技術的知見を、原子力施設の設計・管理や安全確保に着実に適用できる人材を育成するための教育研究プログラム（安全規制（Safety）のみならず、核セキュリティ（Security）、保障措置（Safeguards）も含む）、
- ②国際的な仕組みや国際標準の検討に参画し、我が国で実施されている原子力規制に最新の国際的な知見を取り入れるための教育研究プログラム、
- ③東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた、中長期的な廃炉技術、環境モニタリングなどを、原子力規制の観点を十分に取入れた技術とするために必要な知見に関する教育研究プログラム、
- ④原子炉のみならず、多様な放射線利用と人間・環境・放射線との関わり、放射線防護などに関する知識・実践にかかる教育研究プログラム、
- ⑤他の分野（地震・津波・火山等の自然科学、一般産業の安全に関わる理工学、リスクコミュニケーション等の社会科学など）の技術や

知見を原子力規制や原子力安全に活かすことができる人材を育成するための、分野横断的な学際的教育研究プログラム

など、我が国における原子力安全・原子力規制に必要な知見を有する人材を育成するための事業。

平成29年度から新たに開始する「原子力規制人材育成事業」では、①～⑤の事業を対象とするが、平成28年度に開始した事業にはほとんど含まれていない、①の核セキュリティ、保障措置及び⑤の事業を優先的に支援する。

本事業の対象は、学生を主たる対象とした人材育成事業とする。ただし、学生と社会人が一体となって教育を行うことにより教育効果が高まる場合や、原子力規制に携わる社会人の教育が必要な分野については、社会人を対象とした事業内容も補助の対象になり得る。

なお、原子力規制にかかる教育において、実際の施設を使うことは重要であるため、規制対象施設を保有・管理することのみをもって補助の対象外とはしない。また、原子力規制委員会が行う安全審査に関係しない範囲で当該施設を活用することは可能（見学や構造説明等、また、施設の利用にかかる光熱費や人件費等の経費に対する補助等）。ただし、規制の判断に影響を与えるような機器の追加や増設にかかる経費、当該施設の許認可を前提としての教育カリキュラムについては、補助の対象としない。

また、海外派遣等、事業実施者外での教育については、事業実施者内における原子力規制人材育成に係る教育目的や教育内容を達成する上での必要性や、派遣による効果などを確認した上で、補助対象とするかを判断する。

教育資機材の購入や、シミュレータ等の計算コードの導入については、事業実施者が保有する既存のものでの教育の実施の可否、事業実施者における原子力規制人材育成に係る教育目的や教育内容を達成する上での必要性、教育資機材の購入による効果などを確認した上で、補助対象とするかを判断する。

各講義等の担当責任者は事業実施者の教員であることを基本とし、講義、教材作成等の外部への委託については、事業実施者の原子力規制人材育成に係る教育目的や教育内容を達成する上での必要性、事業実施者における実施の可否、委託先の妥当性、費用対効果などを確認した上で、補助対象とするかを判断する。

2. 採択件数

採択予定件数は、以下のとおり。

ただし、採択課題の内容、経費規模、その他審査評価委員会の審査結果により変更がありうる。

3～10件程度

3. 補助期間及び補助額

補助期間及び補助額は、おおむね以下のとおりとするが、事業計画の内容等を勘案して予算の範囲内で毎年度決定する。

補助期間 : 3年～5年以内^{※1}

補助額 : 初年度 ; 1000万円～3000万円程度
次年度以降 ; 前年度の交付額を超えない額^{※2}

※1 : 事業計画等が不十分な場合、補助期間を1年間としたフィージビリティスタディー（FS）として採択することがある。

※2 : 補助期間終了後も、実施機関が自主的に課題を継続できることが前提であるため、次年度以降は年度毎の交付額を段階的に削減する。実施機関においては、次年度以降の補助額が、前年度の9割程度に削減できるよう、補助期間終了後を見据えた資金計画を立てること。

4. 補助対象経費について

（1）補助額の算定

補助事業を実施するために実施機関が実際に負担（支出）した補助対象経費から、補助事業の実施により得られる受益者負担分（受講料収入等）のうち、補助対象経費に充てるべきものとされる部分を減額した収支差に相当する額を補助額とする（ただし、補助金交付決定額を上限とする）。

（実際に負担（支出）した経費とは、実施機関が他の機関等に支出した経費とする。したがって、利用者が料金単価に基づいて負担すべき受講料を、この補助金で補助することはできない。）

【補助額の算定式】

$$\text{補助金交付額} = \text{補助対象経費} - \text{受益者負担分}^*$$

※受益者負担分のうち補助対象経費に充てるべきものは、例えば、研修を行う場合に受講料金の積算根拠に補助対象経費に該当しない経費（以下、「補助対象外経費」という。）が含まれるか否か、また、いかなる割合で補助対象経費が含まれるかを判定した上で算定する必要があるため、これらの詳細が分かる資料を補助金の申請の際に原子力規制庁に提出し、承諾を得なければならない。その結果、受講料収入の積算根拠に補助対象外経費が含まれる場合は、受講料収入のうち当該経費分については減額しない。

（２）補助対象経費の費目

以下の費用を補助対象経費とする。ただし、いずれの経費についても本事業と直接関係のある支出に限る。

①人件費

雇用契約等を締結し補助事業に従事する者に、その労働対価として支払うもの及び雇用主が負担するその社会保険料等。ただし、国からの運営費交付金等によって人件費がまかなわれている職員に対する人件費は計上できない。

（例）事業担当職員賃金、補助者賃金、社会保険料等事業主負担分等

②事業費

a) 旅費・謝金

事業を遂行するに当たり必要な旅費（国内旅費、委員等旅費、外国旅費、外国人講師招へい旅費、招へい外国人講師滞在費等。ただし、外国人研修生（留学生を除く。）及び社会人研修生については、自宅等と研修拠点の間における旅費（宿泊費及び日当を含む。）は補助金の対象外とし、研修期間において、他の研修生と一緒に研修を受ける際の旅費（宿泊費及び日当を含む。）については対象とすることができる。）及び諸謝金。

なお、航空運賃については、原則エコノミークラス料金とする。

b) 設備備品費

事業を遂行するに当たり必要不可欠な設備備品の購入経費及び当該設備備品を設置する際の軽微な据付けのための経費。

c) その他

本事業を遂行するために必要な消耗品費、通信運搬費、印刷製本

費、借料・損料、雑役務費（送金手数料、収入印紙代等）、光熱水費、会議開催費、その他本事業を適切に実施するに当たり必要となる経費。

なお、酒類や講演者の慰労会、懇親会等の経費、本事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費、学生に対する学資金の援助のための経費等、本事業の遂行と直接関連のない経費や建物等施設の建設、不動産取得に関する経費には使用することはできない。ただし、本事業として行われる国際会議・国際シンポジウム等に不可欠なものとして開催されるレセプション等に必要な経費には使用可能。

5. 事後評価・成果の取扱いについて

事業開始にあたっては、補助事業の継続性等について評価を行い、事業開始後も、事業期間中の年度ごとに補助事業終了後の継続性等について詳細に確認を行う。

また、補助期間終了後、補助事業の実績・成果・継続性等について評価を行う。

なお、補助事業であるため、成果は実施機関に帰属するが、国の予算による事業であること及び人材育成事業であるという観点から、本補助事業で作成したテキストや教材等については積極的に公開することが望ましい。

6. 実施機関の選考について

（1）選考方法

原子力規制庁に審査評価委員会を設置し、応募書類に基づいた総合的審査により事業の実施機関の選考を行う。審査に当たっては、必要に応じ対面による事業計画の聴取を実施する。

（2）審査基準

- 事業の内容が補助金の目的及び別紙の「平成29年度「原子力規制人材育成事業」の選考方針について」と合致していること
- 事業の実施方法が本事業の目的を実現する手段として妥当なものであること
- 実施機関において事業を的確に実施するための能力と体制が整備されていること
- 見積り内容が合理的かつ明確であり、妥当な積算がなされていること
- 補助期間終了後に自立的に事業を継続する方策が担保されていること
- 活動結果として具体的な成果が期待できること

7. 応募方法

応募書類（①～④）に必要事項を記入した上で、電子ファイルを（iv）の提出先までE-mailにより提出すること。なお、提出は、下記事項を厳守すること。

（i）応募書類

以下の電子ファイルを作成すること。

- ①公募申請書（様式1）
- ②事業提案書（様式2）
- ③要望額書（様式3）
- ④申請受理票（様式4）

（ii）応募書類関係一式の入手方法

応募書類関係一式は、原子力規制委員会ホームページからダウンロードできる。

（iii）公募期間

- 公募開始日：平成29年2月16日（木）
- 公募締切日：平成29年3月17日（金）12時00分（厳守）

（iv）提出先

E-mailアドレス：kisei-jinzai@nsr.go.jp
上記の提出先まで、E-mailにて提出すること。メールの件名は「平成29年度原子力規制人材育成事業（実施機関名）応募」とすること。

（v）複数の事業の提案

一つの機関が、複数の事業を提案する場合は、事業ごとに申請書を作成すること。ただし、複数の事業が強く関連するものについては、同一の申請書に記載した上、事業ごとに項目分けを行うこと。（この場合の要望額は個別事業の合計額とする。）

（vi）その他

- 応募書類の提出は、E-mail以外認めない。また様式1～4の書類は、分割せずに1つのファイルとして提出すること。
- 公募締切り日時を超過して提出された応募書類は無効とする。

- 応募書類に不備がある場合は審査対象外となる場合がある。
- 応募書類の様式は変更してはならない（行の追加は可）。また、必要がある場合は、適宜参考資料を添付することができる。

8. 公募説明会

公募説明会を下記のとおり開催する。参加を希望する機関は、氏名、所属、電話番号、メールアドレスを記入した上で、2月21日（火）12：00までにE-mail（kisei-jinzai@nsr.go.jp）にて申込みを行うこと（会場の広さの都合により、事前登録のない機関は参加を断る場合がある）。なお、本説明会へ出席しなくても応募は可能である。

公募説明会の日時及び場所

日時：平成29年2月22日（水）14時00分～

場所：原子力規制庁会議室B

東京都港区六本木1-9-9六本木ファーストビル13階

9. 採択結果等の通知

事業代表者又は連絡担当窓口に対して採択結果を通知する。なお、面接審査を実施する場合は、対象課題の事業代表者又は連絡担当窓口に対してのみ連絡し、審査の途中経過等に関する問合せは受け付けない。

また、採択に当たっては、例えば、事業計画が不十分な場合、補助期間を1年間としたフィージビリティスタディー（FS）として採択するなど、課題の内容、補助期間、経費、実施体制等に関して、条件を付すことがある。

10. 交付手続等

- ①審査評価委員会により選定された実施機関に対して、国より補助金が交付される。事業の実施に際しては、環境大臣が定める「原子力人材育成等推進事業費補助金（原子力規制人材育成事業）交付要綱」にのっとり、補助金交付に係る諸手続が必要となる。
- ②補助金交付に当たっては、平成29年度における事業計画の所要経費の積算を提出することとなるが、補助額は事業計画の内容等を総合的に勘案し、当該年度の予算の範囲内で決定する。
- ③平成30年度以降の補助額については、予算の状況・事業の状況等により減額となる場合がある。

- ④本事業に申請する取組が、他の事業の委託費あるいは補助金等による経費の措置を受けている場合は、本事業に申請することはできないため、申請に当たっては、他の経費の措置を受けて実施している取組と十分整理した上で申請すること。
- ⑤選定がなされ、補助金の交付を受けた場合には、本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な経理等を行わなければならない。補助金の不正な使用等が認められた場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めることとする。

11. スケジュール（予定）

公募締切後～5月	課題審査（書類審査・ヒアリング審査）
6月頃	採択課題の決定・公表
採択課題の決定後	交付申請手続
交付申請手続完了後	事業開始

【本件に関する問合せ先】
原子力規制庁人事課 戸ヶ崎、山田
TEL 03-5114-2104（直通）

平成29年度「原子力規制人材育成事業」
の選考方針について

平成29年2月15日
原子力規制庁

我が国において原子力を利用するにあたり、原子力規制庁は、常に世界最高水準の安全を目指すべく、原子力に対する確かな規制を行っている。

今後も原子力規制を着実に実施していくためには、原子力規制庁職員のみならず、広く原子力安全及び原子力規制に必要な知見を有する人材を育成・確保していくことが重要である。

このため、国内の大学等と連携し、原子力規制に関わる人材を、効果的・効率的・戦略的に育成することを目的とする人材育成事業を推進する。

「原子力規制人材育成事業」では、これらのことから、

- ①原子力規制委員会が定めた規制基準等に関連する科学的・技術的知見を、原子力施設の設計・管理や安全確保に着実に適用できる人材を育成するための教育研究プログラム（安全規制（Safety）のみならず、核セキュリティ（Security）、保障措置（Safeguards）も含む）
- ②国際的な仕組みや国際標準の検討に参画し、我が国で実施されている原子力規制に最新の国際的な知見を取り入れるための教育研究プログラム
- ③東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた、中長期的な廃炉技術、環境モニタリングなどを、原子力規制の観点を十分に取入れた技術とするために必要な知見に関する教育研究プログラム
- ④原子炉のみならず、多様な放射線利用と人間・環境・放射線との関わり、放射線防護などに関する知識・実践にかかる教育研究プログラム
- ⑤他の分野（地震・津波・火山等の自然科学、一般産業の安全に関わる理工学、リスクコミュニケーション等の社会科学など）の技術や知見を原子力規制や原子力安全に活かすことができる人材を育成するための、分野横断的な学際的教育研究プログラム

など、我が国における原子力安全・原子力規制に必要な知見を有する人材を育成するための事業を支援する。

平成29年度から新たに開始する「原子力規制人材育成事業」では、①～⑤の事業を対象とするが、平成28年度に開始した事業にはほとんど含まれていない、①の核セキュリティ、保障措置及び⑤の事業を優先的に支援する。

本事業の対象は、学生を主たる対象とした人材育成事業とする。ただし、学生と社会人が一体となって教育を行うことにより教育効果が高まる場合や、原子力規制に携わる社会人の教育が必要な分野については、社会人を対象とした事業内容も補助の対象になり得る。

なお、原子力規制にかかる教育において、実際の施設を使うことは重要であるため、規制対象施設を保有・管理することのみをもって補助の対象外とはしない。また、原子力規制委員会が行う安全審査に関係しない範囲で当該施設を活用することは可能（見学や構造説明等、また、施設の利用にかかる光熱費や人件費等の経費に対する補助等）。ただし、規制の判断に影響を与えるような機器の追加や増設にかかる経費、当該施設の許認可を前提としての教育カリキュラムについては、補助の対象としない。

また、海外派遣等、事業実施者外での教育については、事業実施者内における原子力規制人材育成に係る教育目的や教育内容を達成する上での必要性や、派遣による効果などを確認した上で、補助対象とするかを判断する。

教育資機材の購入や、シミュレータ等の計算コードの導入については、事業実施者が保有する既存のものでの教育の実施の可否、事業実施者における原子力規制人材育成に係る教育目的や教育内容を達成する上での必要性、教育資機材の購入による効果などを確認した上で、補助対象とするかを判断する。

各講義等の担当責任者は事業実施者の教員であることを基本とし、講義、教材作成等の外部への委託については、事業実施者の原子力規制人材育成に係る教育目的や教育内容を達成する上での必要性、事業実施者における実施の可否、委託先の妥当性、費用対効果などを確認した上で、補助対象とするかを判断する。

受付番号	
------	--

(様式 1)

平成 2 9 年度「原子力規制人材育成事業」
公募申請書

申請者 補助金交付	機関の名称		
	代表者役職・氏名		
	所在地	〒	
事業代表者	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名）		
	役職		
	所在地	〒	
	電話番号 （代表・直通）	（代表）	
		（直通）	
	F A X 番号		
E - m a i l			
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名）		
	役職		
	電話番号 （代表・直通）	（代表）	
		（直通）	
	F A X 番号		
E - m a i l			

受付番号	
------	--

(様式 2)

平成 29 年度「原子力規制人材育成事業」
事業提案書

(1) 申請者

(2) 事業概要

(2) - 1 事業タイトル

(本事業の提案を簡潔にまとめた内容を 10～30 字程度で記入)

(2) - 2 事業の概要

(3) 目標設定

(3) - 1 事業における達成目標

(3) - 2 目標とする人材像

(3) - 3 主として対象とする人材及び育成する人数

実施項目	対象とする 人材	各年度に育成する人数					合 計
		平成 29	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33	
合計							

(4) 我が国の原子力規制人材育成における意義及び貢献内容

受付番号	
------	--

(5) 事業計画

(5) - 1 人材育成方法

(人材育成方法やカリキュラム等を記載)

(5) - 2 実施項目及びスケジュール

(5) - 3 実施工程表 (事業の流れを示す線表)

(6) 実施体制

(6) - 1 事業の実施体制

① 実施責任者、実務担当者 (協力機関を含む)

② 実施体制図 (役割分担)

(6) - 2 予算執行・管理に関する実施体制

① 実施責任者、実務担当者

② 実施体制図 (役割分担)

(7) 関係機関の協力・負担の考え方

(7) - 1 申請者・連携機関等人材育成を行う機関による役割・負担 (費用、労力等)

(同一機関内における他分野との連携の場合は、それぞれの役割分担、連携の必要性、その効果等を明確に記載してください。)

受付番号	
------	--

(7) - 2 研修参加者等人材育成を受ける側の負担（費用等）

(8) 補助期間終了後の事業の継続性

(8) - 1 補助期間終了後の事業の継続計画

(8) - 2 予算確保の目処（めど）

(9) 平成29年度事業の詳細

※(5) - 2の各項目それぞれについて、平成29年度に実施する事業内容とスケジュールの詳細を個別具体的に記載してください。

なお、ここには、少額の消耗品等に係る経費を除き、人件費・旅費・設備備品費等、事業実施に必要な経費の積算根拠となる説明が含まれている必要があります。例えば、特任教授Aを雇用するための人件費や、特任講師Bが〇〇へ出張するための旅費、機器Cを購入するための経費、購入する台数が適切であることの説明等です。また、経費が必要な項目それぞれについて、積算書に計上するにあたっては、本事業における目的や必要性の説明、教育プログラムのどの項目でどのように活用するのか等、詳細かつ具体的な説明をここに記載する必要があります（記載がなければ計上することは認められません）。

(10) その他

(本事業を実施することによる他機関・他分野における人材育成活動等への発展性や上記項目で記載していない選考方針との関連性等で特記すべき事項があれば記載してください。また、本事業を実施するに際し、他の補助金・委託費等による原子力規制人材育成事業への応募状況・実施状況、これまでの原子力規制人材事業等特記すべき事項があれば記載してください。)

受付番号	
------	--

(様式3)

平成29年度「原子力規制人材育成事業」
要望額書

補助対象経費（支出）

（単位：千円）

区分	科目	予算額	積算内訳
1. 人件費			
2. 事業費			
①旅費・謝金			
②設備備品費			
③その他			
合計			

※積算内訳については、なるべく具体的に示すなど、経費の妥当性を判断できるよう記載すること。

収入

（単位：千円）

区分	科目	見込額	積算内訳
受講料収入等			
合計			

補助対象経費 － 収入 ＝ 補助金要望額
 － ＝ 千円

受付番号	
------	--

平成30年度「原子力規制人材育成事業」
要望額書

補助対象経費（支出） （単位：千円）

区分	科目	予算額	積算内訳
1. 人件費			
2. 事業費			
①旅費・謝金			
②設備備品費			
③その他			
合計			

※積算内訳については、なるべく具体的に示すなど、経費の妥当性を判断できるよう記載すること。

収入 （単位：千円）

区分	科目	見込額	積算内訳
受講料収入等			
合計			

補助対象経費 － 収入 ＝ 補助金要望額
 － ＝ 千円

受付番号	
------	--

平成31年度「原子力規制人材育成事業」
要望額書

補助対象経費（支出） （単位：千円）

区 分	科 目	予 算 額	積 算 内 訳
1. 人件費			
2. 事業費			
①旅費・謝金			
②設備備品費			
③その他			
合 計			

※積算内訳については、なるべく具体的に示すなど、経費の妥当性を判断できるよう記載すること。

収入 （単位：千円）

区 分	科 目	見 込 額	積 算 内 訳
受講料収入等			
合 計			

補助対象経費 － 収入 ＝ 補助金要望額
 － ＝ 千円

受付番号	
------	--

平成32年度「原子力規制人材育成事業」
要望額書

補助対象経費（支出） （単位：千円）

区分	科目	予算額	積算内訳
1. 人件費			
2. 事業費			
①旅費・謝金			
②設備備品費			
③その他			
合計			

※積算内訳については、なるべく具体的に示すなど、経費の妥当性を判断できるよう記載すること。

収入 （単位：千円）

区分	科目	見込額	積算内訳
受講料収入等			
合計			

補助対象経費 - 収入 = 補助金要望額
 - = 千円

受付番号	
------	--

平成33年度「原子力規制人材育成事業」
要望額書

補助対象経費（支出）

（単位：千円）

区分	科目	予算額	積算内訳
1. 人件費			
2. 事業費			
①旅費・謝金			
②設備備品費			
③その他			
合計			

※積算内訳については、なるべく具体的に示すなど、経費の妥当性を判断できるよう記載すること。

収入

（単位：千円）

区分	科目	見込額	積算内訳
受講料収入等			
合計			

補助対象経費 － 収入 ＝ 補助金要望額

－ ＝ 千円

受付番号	
------	--

(様式4)

申請受理票

平成29年 月 日

受付番号	
------	--

申請者（補助金交付申請者）

機関等の名称	
事業代表者 役職・氏名	殿
E-mail	

発信者	原子力規制庁人事課 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル4階 電話 03-5114-2104
-----	--

平成29年度「原子力規制人材育成事業」の公募に関する応募書類を受領いたしました。

本件に関する御連絡等につきましては、この受付番号を御使用くださいますようお願いいたします。

※申請受理票は、申請書、提案書を受領したことを証明する書類ですので、機関の名称、事業代表者役職・氏名、E-mailアドレスを記入してください。

※本票は、原子力規制庁人事課が申請者に対しE-mailにて返送します。なお、3月21日（火）になっても返送がない場合は、お問い合わせください。